

## 会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回茨木市健康医療推進分科会
開催日時	令和元年8月20日（火曜日）午後2時～3時25分
開催場所	保健医療センター3階 大会議室
議長	肥塚会長
出席者	小鶴委員、福島委員、種子委員、水上委員、宇野委員、 松島委員、榊井委員、宮本 <sub>潤</sub> 委員、入交委員、谷掛委員、 西氏（オブザーバー）
欠席者	小西委員、宮本 <sub>憲</sub> 委員
事務局職員	北川健康福祉部長、河崎保健医療課長、青木地域福祉課長、 今西保険年金課長、浜本保健医療課参事、高橋保健医療課参事、 濱田保健医療課参事、清田保健医療課参事、前原保健医療課課長代 理、永友保健医療課主幹、吉田保健医療課係長、林保健医療課係長、 岡田保健医療課主査
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について</li> <li>2. 保健医療事業の取組状況について</li> <li>3. 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止対策にかかる国や府の動向</li> <li>・いのち支える自殺対策計画</li> <li>・地域医療資源調査分析</li> </ul> </li> <li>4. その他</li> </ol>
資料	<p>次第</p> <p>資料1「健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について」</p> <p>資料2「保健医療事業の取組状況について」</p> <p>参考資料「健康いばらき21・食育推進計画取組状況調査シート」</p> <p>健康増進法の一部を改正する法律</p> <p>茨木市いのち支える自殺対策計画・概要版</p> <p>茨木市地域医療資源調査分析報告書（概要）</p> <p>第1回健康医療推進分科会 事前意見対応</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (岡田)	<p>皆様こんにちは。本日司会の岡田と申します。どうぞよろしくお願 いいたします。</p> <p>では、定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回茨木 市健康医療推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>本分科会は「健康医療に係る計画の策定、変更及び推進その他健康 医療に関すること」の審議を行う場となっております。</p> <p>それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。事前にお配 りしています資料は、次第がついています資料が1部、A3版の「健 康いばらき21・食育推進計画取組状況調査シート」、「健康増進法 の一部を改正する法律」、A4カラーの「茨木市地域医療資源調査分析 報告書」、「茨木市いのち支える自殺対策計画（概要版）」の4種類 となっております。また事前ご意見、ご提案をまとめた資料を1部、 本日追加で配布しております。</p> <p>資料のない方はおられませんでしょうか。</p> <p>本日は、年度第1回目の開催でございますので、茨木市健康福祉部 長北川より委員の皆様にあ挨拶がございます。</p>
北川健康福祉 部長	<p>皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました、茨木市健康福 祉部長の北川でございます。</p> <p>令和元年度第1回茨木市健康医療推進分科会の開催に当たりまして 一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、本分科会に お越しいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、皆様もご承知のとおり、総合保健福祉計画第2次及び8つの 分野別計画の取り組みがスタートして2年目となっております。本日は、 本分科会におきまして、平成30年度の健康いばらき21・食育推進 計画（第3次）の取組や進捗について説明させていただきますして、委 員の皆様からご議論やご助言をいただきたいと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。</p> <p>また昨年度までご議論いただいております地域医療資源調査やい のち支える自殺対策計画、健康増進法改正による受動喫煙対策につ きましても同じく報告させていただきますので、忌憚のないご意見を賜 りたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよ</p>

事務局 (岡田)	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>では、この会議の議事進行は会長が行うこととなっております。 肥塚会長、よろしくお願いいたします。</p>
肥塚会長	<p>私のほうからも皆さん、こんにちは。お暑い中集まっていただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>それでは早速、会議を始めさせていただきます。</p>
事務局 (岡田)	<p>まず、委員の変更があるということでございますので、事務局からまず報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局より報告いたします。</p> <p>まだ来られていないですけれども、薬剤師会の竹田委員が退任となりましたので、後任であります宮本委員が新たに着任される予定です。今日は都合で遅れて来られるということですが、よろしくお願いいたします。</p>
肥塚会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この分科会の会議録は昨年度までと同様、原則公開ということでございますので、ご了解のほどお願いいたします。</p>
事務局 (岡田)	<p>それでは本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況は、委員総数13人のうち出席は9名、あと遅れて来られる委員の方が2名おられる予定です。欠席は1名となっております。</p>
肥塚会長	<p>過半数以上の出席をいただいておりますので、総合保健福祉審議会規則第8条第2項により、会議は成立しております。</p> <p>また、本日はアドバイザーとして国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国際栄養情報センター所長の西様にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は1名の方が傍聴されていることを報告いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。会議の進め方でございます。例年どおり、それぞれの議題につきまして事務局から説明を受け、その内容について順番に意見、それから質問を受けていくということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
肥塚会長	<p>(「異議なし」の声)</p>
事務局	<p>そうしましたら、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは議題の1でございます。「健康いばらき21・食育推進計画の取組状況について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> <p>保健医療課の永友といいます。よろしくお願いいたします。座って</p>

(永友)

説明させていただきます。

私が使いますのは、事前配布の資料と、A3の参考資料です。

まず資料1の1-1ページを開けていただきますでしょうか。

平成30年度の取り組み状況の報告になります。表中、現状値の平成30年度の列に全角ダッシュ（―）を記入している部分が今回多くなっております。これにつきましては、特にアンケートに関する項目が多く、30年度にアンケート等を実施しておらず該当する数値がないものに関してはダッシュ（―）を記入しています。

食育推進では、朝食を食べる市民の割合の小学6年生、中学3年生に関しましては、30年度の数値が出ております。そのように表を見ていただけたらと思います。

（2）身体活動では、運動・スポーツが好きな子どもの割合が出ております。おおむね同じ傾向であると捉えております。

開けていただきまして、1-2ページになります。（3）休養・こころの健康で、妊娠中の飲酒率についてですが、これが現状値としては1%で、28年度のときは0.6%であったので少し増えている傾向になっております。

（4）たばこ対策で、修正をお願いいたします。3つ目の公共施設の敷地内禁煙の実施率、現状値、平成30年度が50.7%となっておりますが、50.3%になります。修正をお願いいたします。

1-3ページになります。（5）自己の健康管理、数値の増減はありますが、大きな差はないと考えております。数値の見方で注意しなければならないのが、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の現状値が、令和元年の7月末現在の数値になります。例年11月頃に数値が確定します。特に特定保健指導実施率に関しては、今後増えていくと見込んでおります。

（6）歯と口の健康、（7）みんなで進める健康づくりは若干ですが、数値が伸びている状況になっております。

次の、1-4、1-5を開けていただけますでしょうか。このページに関しては、今回新たな集計の仕方をしております。A3の参考資料とあわせて説明していきます。この参考資料は保健医療課だけではなく、全庁的に関係課から聞き取りを行って、まとめたものになります。各課で（1）の評価区分A・B・Cをつけていただいたものを（2）の7分野の施策について、それぞれの取組数や割合を算出しております。

具体的に（2）①食育推進の見方で説明します。取組数としては、参考資料で49の取り組みがあります。Aと評価している取組が34、Bが12、Cが3となり、それぞれの割合を計算しております。ほかの分

野についても同様の算出方法です。

特にCのできなかったというところの理由について主に説明させていただきます。

①食育推進のCが3となっておりまして、参考資料の1ページ目の9、キッズキッチン／子ども料理教室「野菜を食べよう」というところで、Cとなっております。その理由としては、全校で実施していないためとなっております。

参考資料の2ページ目の19、食育の講演というところで、できなかつたと評価され、理由としては、全体を通して実施回数がまだ少ないためとなっております。

同ページ23、家族、友達、保育士等々の会食というところで、C、できなかつたと評価され、実施回数はほとんどないためとなっております。

次に②身体活動のところになります。参考資料としては4ページになります。ここでCをつけられているのが、4ページの9、ボールゲームフェスタの開催で、C、できなかつたで、平成30年度は実施しなかつたためとなっております。

③休養・こころの健康、④たばこ対策のところはCの判定はありません。

次の⑤自己の健康管理で、参考資料の8ページになります。4の健康情報の提供等で、C、台風等でイベントが中止ということです。

⑥歯と口の健康、参考資料の10ページになります。13と14で、C、できなかつたとされておりまして、これは年度ごとで講座のテーマを決めているということで、30年度は健康ではなく文化に関する講座を実施したためということです。14についてもそれに連動したものであるので同様です。

⑦みんなで進める健康づくり、参考資料11ページの7、健康フェスタの開催について、台風の影響で中止したため、できなかつたという判定になっております。

参考資料の1ページまでもう一回戻っていただけますでしょうか。

本日、当日資料でお配りしています事前意見、事前提案のA4の用紙とあわせて見ていただけますでしょうか。

参考資料の1ページの3について質問が出ております。質問のご意見の内容としては、「野菜は5回実施」とありますが、米やみそと比べて少ないのは茨木産の野菜を使ったメニューは給食には向かないものが多いのでしょうか。せっかく茨木産を知ってもらう機会が米やみそと比較すると少ないのは子どもたちに伝わりにくいのではないかと思います。ということですが、学務課に確認しました。需要と供給と

いうところのバランスが非常に難しいということで、茨木産の供給量がどうしても少なくなりますので、学校給食というかなりの量が必要になってくるということで、この現状であるということです。

2ページの18、食育等関連講座のところについての質問があります。参考に講座内容がどんな内容か教えていただければということで、きらめき講座として、くすりと健康パート16、17と実施されている分ですが、今年度は、講師は薬学博士の方が来られているということ、1回90分で、今回はパート18で、内容としましては、体を構成している器官、神経、呼吸器、消化器などの役割とか、それに関連する病気になったときの症状とか治療法、検査の種類とか目的というのを解説しておられるということです。過去にはロコモや、高血圧など、いろんな内容の講座をやられております。

次の質問で、同じページの20のところ、工場見学に行っているというのがあるのですが、どんなところに行くのかと質問がありまして、社会教育振興課に確認しました。行く範囲としては北摂で日帰り可能な範囲になるということ、アサヒビールの吹田工場とか、明治なるほどファクトリー大阪、高槻市にあるみたいです。あとダスキンミュージアム・ミスドミュージアム、これは吹田市にあるみたいです。特に物づくり体験ができるという工場を委託先が選んで実施しているという状況です。

続きましての質問が参考資料3ページの35のところに関する質問です。情報をホームページに掲載されていますが、参加者など増えているのでしょうかということで、農とみどり推進課に確認しました。朝市・青空市とかは地元の方がやっていますので、利用者数等は不明であるということです。実績に関しては、平成30年度は地震とか台風、水害の影響があって実績は少なくなっていると聞いております。

参考資料の同じページの37、街かどデイハウスとコミュニティデイハウスについて、一般の方々は違いをご存じでしょうかというご意見で、長寿介護課に確認しました。どちらも高齢者の居場所ではあるのですが、一般の方々には違いを十分に知られているとは言いにくい状況ですということと、できるだけ多くの方々に利用していただけるよう広報とか地域包括支援センター、民生委員等にも利用促進に向けた協力をお願いしていきますということです。

次の質問が、同じ参考資料3ページの42の正しい生活習慣づくりのための運動とはどんな運動でしょうかということで、学校教育推進課に確認しました。食育を通じた健康づくりの取り組みで生活リズムの大切さ、朝食摂取による学業や部活動への効果等について生徒に指導しているということです。

	<p>次の質問が参考資料の6ページの5です。パンフレットの配布で、無関心層への周知啓発として配布する場所を探していくとされていますが、現時点でどこかご存じでしたら教えてくださいというご質問です。平成29年度はハンドメイドのお祭り、立命館大学が会場の「茨木ハピママフェスティバル」であったりイオンモール茨木で行われている「消費生活展」とか、健康を目的にしていけないようなイベントでターゲットを探していくというふうに展開していきたいと考えています。直近で言いますと、17日の土曜日にJ A北部のイベントでもアルコールのチラシを配らせていただいております。</p> <p>説明は以上になります。</p>
肥塚会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうしましたらご質問ということになります。本編のところの出ていないアンケート等、出ていない数字もあるのですが、現状はこうだというお話と、それから参考資料のご説明及び事前のご意見、ご質問について今いただいている回答、それから参考資料についてはCのところの指摘とその理由についても説明をいただいたということでございます。そうしましたら、ご質問等、ご意見がありましたらお願いいたします。どなたでも結構です。</p>
種子委員	<p>単純な質問なのですが、食育推進の取り組み数が1-4で49となっていますが、参考資料の3ページでは46までしかないように思いますが、これは何でしょうか。</p>
事務局 (永友)	<p>食育推進月間の取り組みでいろんな課がまとめて書いているというところもありますので、取組数とこのナンバーが合わないことがあります。</p>
肥塚会長	<p>1番が概要のところでは3つに分かれていまして、23番が2つに分かれているので、これで3つになるので、49だという説明だと。よろしいですかね。</p>
種子委員	<p>分かりました。</p>
肥塚会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
小鶴委員	<p>「健康いばらき21の取組状況調査シート」1ページのナンバー9のキッズキッチン、子ども料理教室「野菜を食べよう」、ここができなかったということのご報告を受けたのですが、小学校のほうが担当課というふうになっておりますけれども、前回平成29年度は小学校の3校で実施、今回は実施なしというふうになっておりますが、今後、子どもの地域の実態に合わせて開催を進めるというふうになっておりますけれども、やっぱり実技的なものというのは非常に重要かと思っておりますけれども、どのような働きかけをしていくことで実施を増やしていくこ</p>

事務局  
(清田)

とができるのかなというのがちょっと気になりました。

各学校での取組ですので、担当課は学校教育推進課だと思うのですが、今、委員がおっしゃったように、体験的などころは子どもたちの技術とかを高めていく上でも大事だと思いますので、この分科会のご意見をまた担当課にもお伝えさせていただいて、引き続き取組にもつながるように働きかけたいと思います。ありがとうございます。

肥塚会長

ということは、令和元年度はまだ今のところ分からないということと、それから令和2年度以降に向けて、そういう意味では実施していくことが望ましいということですから、その方向で検討していただければいいかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。それではそういうふうにご意見をいただきましたので、ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

水上委員

参考資料の食育の取組の46番ですが、多分この食育講演会というのは8月1日に実施された講演会だと思うのですが、ここに小・中学校教員等と書いてあるのですが、参加人数や小・中学校の教員は何人ぐらい参加していたのでしょうか。

教えていただきたいのと、それから意見も述べさせていただくのですが、かねてからやっぱり食育というのは、教育の部分も大変大きいと思っています。学校教育推進課とどのような連携を今後していかれて、食育のほうを推進されていかれるおつもりなのかお聞きしたいと思っています。実際に教員のほうも食育推進計画等についてはあまり知らないのかなというところもありますので、学校教育のほうでどれだけ浸透させていって、小さいときから食育のほうを意識させていくということは大事だと思いますので、そのあたりのご意見をいただきたいと思っています。

事務局  
(清田)

ありがとうございます。3ページ、46番のご質問ということですね。まず29年度と30年度で人数については聞かれていないですけども、まず29年度につきましては、食育推進ネットワーク会議を開いております、その中での研修会ということで、担当課だけですけども、昨年30年度には、先ほど言いました、保育士や小・中学校にももう少し広げていこうということで、そういう方を対象にした講演会ということで開催させていただいたので人数が増えております。申し訳ありません、人数、教育委員会の関係を覚えていないですけど、約半数が調理員さんも含めた教職員の参加であったと記憶しております。

また今年度の取組の説明の時に、この8月1日の説明もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あわせて、学校等や保育所の連携は大事だと考えておりますので、引き続き食育推進を担当する課としても、検討をしながら推進を図っ

肥塚会長

ていきたいと考えております。ありがとうございます。

よろしいですか。今のでよろしいでしょうか。

そしたらほかにかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、30年度の取組状況についてはこのようなことであるということでございます。幾つかのやむを得ない事情も含まれていますが、できていないということが幾つかあるということ、それから課題は、当然今ご指摘いただいたこと以外も含めてですが、あるということであるのですが、この状況の確認をこの議題としてさせていただいたというふうにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

そうしましたら議題の2番でございます。保健医療事業の取組状況について説明をお願いいたします。

事務局

(清田)

すみません、会長。令和元年度の主な取組のところを。申し訳ございません。

肥塚会長

すみません、そしたらそれをお願いします。

事務局

(清田)

資料の1-6をごらんください。令和元年度の主な取組について、食育から説明させていただきます。

まず1、食育推進につきましては、子ども、若者を対象としました食育の推進としまして、内容の①の大学と連携した食育啓発といたしまして「食生活について考える in 茨木」というものを梅花女子大学の管理栄養学科と共催で、この7月21日に開催いたしました。これは「主食・主催・副菜のそろった食生活」というのを推進できるように4つのブースにおいて体験型のイベントとして実施させていただきました。635人の方に参加いただきまして、約6割以上の方が小学生とか、子どもの参加につながったということで、継続した取組になっていけばと考えております。

次に②食育講演会の開催、先ほどご意見いただいたところにもなるのですけども、8月1日に「食が創る ころとからだ地域」をテーマに、今回はさらに範囲を広げまして、市民の皆様のほか、先ほど言いました、小・中学校教諭、食育関係課職員、食育推進ネットワーク参加団体を参加対象として講演会を開催いたしました。217名の方に参加いただきまして、先ほど言いました、学校、保育所、小・中学校で約81名の参加をいただいておりますので、少しずつですけども、対象の方が、食育担当以外の教職員の方にも意識していただけるように今後も連携をしていきたいと思っております。

続きまして2、身体活動及び自己の健康管理ということで、いばらき健活ポイント、いばらき健康マイレージの実施についてです。

まずその健康アプリ、「アスマイル」というアプリがもうできておりまして、今年の1月21日から先行的にモデル市町で実施されてお

ます。これはスマートフォンにアプリを登録していきまして、歩いたり、体重や血圧などの健康記録、朝食を食べる、健診を受けるという自ら取り組んだ健康活動というものを記録することでポイントが付与されまして、貯まったポイントで抽選や交換で特典を獲得できるというインセンティブを活用した健康づくり支援の取組です。そこにこの秋から茨木市独自の特典を加えたいばらき健活ポイントとして、今の予定では10月末からの予定になっております。市独自ポイントにつきましては、その内容のところに書いておりますけれども、歩数、歩くことや国保の方の特定健康診査の受診によりましてそれぞれポイントを付与して、市の場合は特典に交換できるということを考えております。

続きまして3、休養・こころの健康といたしまして、昨年度この健康医療推進分科会でご意見をいただきました、「茨木市いのちを支える自殺対策計画」をこの3月末に策定することができました。ありがとうございます。今年度からその自殺対策を生きるための包括的な支援として全庁的に取組をしております。概要版につきましては後ほど議題3で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に4、たばこ対策になります。公共施設やそれ以外の民間事業所等の受動喫煙防止対策を推進するために、まず後ほど説明させていただきます改正法や府の条例における公共施設の受動喫煙防止の取組状況の調査を今行っているところです。それ以外に、市内の2,000の事業所等に受動喫煙防止対策リーフレット、大阪府が作ったリーフレットを市から商工会議所を通じて配布するなど、受動喫煙防止に向けた周知・啓発に取り組んでおります。

続きまして5、自己の健康管理としまして、まず(1)特定健康診査受診率向上の取組といたしまして、先ほどのいばらき健活ポイントの実施に加え、①の対象者を過去の受診傾向から、不定期に受診している対象者を主なターゲットとした受診勧奨通知の発送や、②薬剤師会と連携した薬局における健診の受診勧奨、③保健医療センターにおいて予約の手段にwebシステムなども今後構築させていただくなど、段階的に取り組みを進めて、受診者増加に努めているところでございます。

次に(2)の訪問歯科健診の実施期間の拡充ということで、実施期間を試行的に延長させていただいて、市民の皆様にとって受診しやすい環境構築に努めるとともに、受診者数が増えるような最適な実施期間についてそれを見ながら研究してまいります。

(3)が特定健診後の重症化予防の実施ということで、第2期茨木

肥塚会長	<p>市データヘルス計画における重症化予防をより効果的に取り組んでいくため、昨年度指導手順書、プログラムを作成いたしました。それに基づいて要治療勧奨者への効果的な治療勧奨や治療中コントロール不良者への、医師と連携した保健指導の実施や、それを担当する専門職などの育成などを図っているところでございます。</p> <p>主な取組の説明については以上になります。</p> <p>ありがとうございます。令和元年度の主な取組の説明をいただきました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。</p>
谷掛委員	<p>先ほどの平成30年度報告の中で、妊娠中の飲酒率と妊娠中の喫煙率が増加しています。妊娠中はどちらも控えていただきたいので、妊婦健診など啓発をしていただくとありがたく思いますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局 (清田)	<p>今、妊婦さんへのたばこやアルコールについては、まず妊娠届出時、あと子どもの健診のときにも実施しておりまして、たばこにつきましては、特に妊娠によってたばこをやめられた方とか、妊娠してもたばこを吸われている方に、昨年度から、出産後に、追かける形で、「お子様にきれいな空気をプレゼントしませんか」みたいな内容の啓発資料を送らせていただく取組をしているのですけれども、実際の率にはつながっていないところですが、取組としては昨年度から始めております。ありがとうございます。</p>
肥塚会長	<p>ありがとうございます。数字にもあらわれるといいですね。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。</p> <p>そうしましたら、令和元年度の主な取組はこのような形で進めていただくということにさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、議題の2番目です。保健医療事業の取組状況について、説明をお願いいたします。</p>
事務局 (前原)	<p>保健医療課医療施策係の前原でございます。私からは医療施策についてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては2－1ページをお開けください。</p> <p>医療施策につきましては、急病診療所の事業としまして、保健医療センターの附属急病診療所におきまして、休日・夜間等、通常市内の医療機関が診療を行っていない時間帯で内科・歯科の急病の患者に対する診療を行っております。</p> <p>診療科目、診療時間に関しましては、(1)の表のとおりとなっております。</p> <p>30年度の診療体制につきましては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士そして医療事務員の職種において、(2)の表のお</p>

りの人数の配置で診療体制を組んでおります。

続きまして2-2ページをお開けください。下のちょうど真ん中と下のところに29年度と30年度の急病診療所診療状況がございます。一番下段が前年度比較となっており、おおむね昨年度と同様の水準となっております。

続きまして2-3ページをごらんください。こちらのほうは高槻島本夜間休日急病診療所の利用状況となっております。茨木市では小児初期救急の広域化を図っており、表の左側（A）が30年度、右側（B）が29年度、そして一番右側が29年度と30年度の比較となっております。合計欄が軒並み全部マイナスとなっておりますのは、高槻島本夜間休日応急診療所に確認したところ、29年度につきまして、委員からも別途ご質問がありましたけれども、インフルエンザが12月の初めから1月から3月にかけて流行しており、また季節性の感冒も流行したところですが、30年度に関しましては、ピークの期間が多少短くて済んだことから、全体的に減少したと推測されるとのことでした。したがって高槻島本夜間休日応急診療所においても、29年度と同様の診療体制のもと、一定、市民の方々にご利用いただいていると考えております。

続きまして2-4ページをお開きください。令和元年度の主な取組につきまして、今年度に関しましては、集中治療室運営経費の補助制度について新しく創設をさせていただいております。

目的につきましては、市内で集中治療室を設置する病院に対し、手厚い人員配置や設備の充実が求められる集中治療室の運営、経費の一部を支援することで、市内において高度な急性期医療の確保と持続性の向上を図ることを目的としております。

概要につきましては、対象事業者としまして200床以上の2次救急告示の病院で、平成30年度中に集中治療室を新規で稼働させた市内の公的病院。

補助の対象事業としましては、集中治療室の体制維持のための行う事業であります。

経費につきましては、集中治療室に携わる医師、看護師及び臨床工学技師の当該申請年度内に発生した給与とか、年間賞与、その他の特別給付額を対象としております。

(2) としまして、集中治療室の維持管理として当該申請年度内に発生した室内の整備及び医療機器の更新、消耗品あるいは備品購入費、修繕費を対象としております。

予算規模としましては、5,000万円を上限としております。

私からは以上となっております。

事務局  
(林)

保健医療課の林と申します。私のほうから2-5ページですね。母子保健事業について、資料に沿いまして御説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、(1)健康診査というところでして、お子さんの健やかな成長等を目的といたしまして、妊婦の方及び乳幼児を対象としまして各種健康診査を実施しております。またこれら健康診査に合わせて、虐待発見であったり予防、子育て支援を実施させていただいております。資料のほうには平成29年度、加えて平成30年度の実績を掲載させていただいております。

実績表の上段、4か月児健康診査、1歳8か月児健康診査、3歳6か月児健康診査ですね、これらにつきましては受診率が90%台後半となっております。またこれら健診の未受診者の方々に関しましては、受診勧奨を実施させていただくとともに訪問等によって現状の把握等に努めている状況でございます。

次のページ、2-6ページに移らせていただきます。(2)保健指導につきましては、保護者の方々を対象といたしまして、母子保健に関する知識であったり技術、これらを習得していただくことを目的としまして、各種事業を実施させていただいております。こちらのほうも29年度と30年度、2か年の実績を掲載いたしております。ご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

このページ、2-6ページですけれども、事前のご質問、ご意見ということで、紙面のほうを並行してごらんいただければありがたいのですが、ご意見等を頂戴しております。

実績表の上から3段目ですね、パパ&ママクラスについてなんですけれども、出産数が減少している中、参加者数が増加している要因は、地域版パパ&ママクラスを実施していないことによるものなのかといったご質問をいただいております。このご質問に関しましては、平成29年度に実施しておりました地域版パパ&ママクラス、こちらの定員が10組と多くない定員設定で実施させていただいております。また実際の参加者数も確認させていただくと、若干少ない状況でございましたので、30年度に関しましては、こども健康センター1か所での実施とさせていただきまして、定員10組で設定させていただいて、かつ平日実施もさせていただきましたので、参加者数のほうが増加したものと考えております。

加えまして、最下段の随時相談へのご質問を2点頂戴いたしております。

まず1点目、延べ人数が増加しているが、実人員も同様に増加しているのかとの内容でございました。この点について確認させていただ

いたところ、実人員は平成29年度で1,217人、平成30年度は1,299人となっておりまして、82人増加している状況でございます。

次に2点目のご質問といたしまして、複数の課題を抱えた複雑な相談は増加しているのか、また増加しておればその内容をというご意見でございました。こちらにつきましては、複雑な相談の件数の集計は、申し訳ございません、行っていない状況ですが、現状は増加している印象、そういったものは現在のところは把握させていただいていないという状況でございます。

それでは本編の資料に戻りまして、次ページ、2-7ページに移らせていただきます。

(3) 不育症治療費助成事業でございます。不育症にて治療を行っているご夫婦を対象といたしまして、治療に係る経済的負担の軽減を図ることを目的としまして、不育症治療にかかる費用助成を現在実施しております。

助成実績につきましては、平成29年度、30年度ともに6件の助成実績となっております。

続きまして(4) 特定不妊治療費助成事業についてです。こちらは大阪府で、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」としまして、ご夫婦の合算所得額が730万円未満という所得要件のもと、特定不妊治療に係る助成事業を実施されておられます。本市では、その所得要件によって、大阪府の事業の対象になられなかった市民のご夫婦を対象といたしまして、特定不妊治療費の助成を実施しておるところでございます。

助成限度額、それに加えて助成回数等の事業概要につきましては大阪府とほぼ同等の内容になってございます。なお、助成実績につきましては、平成29年度で122件、30年度は138件となっております。

次に2-8ページに移ります。(5) 令和元年度、今年度の主な取組についてご説明をさせていただきたいと思っております。

「出産後の子育て支援体制の充実」としまして、産後の早い段階で支援が必要な方を把握させていただいて、育児支援、産婦の方へのケアを実施することによって、産後うつや新生児、または乳児の虐待等に対する予防を図り、安心して子育てができる支援体制を充実させることを目的としまして、本年10月から産婦健康診査の公費助成などの新規事業を開始させていただく予定にしております。

それでは個別にその概要を説明させていただきたいと思っております。

①産婦健康診査の公費助成でございます。産後8週6日以内の産婦を対象に、産婦健康診査計2回の受診に対して、1回につき5,000円の公費助成を実施するものでございます。健診項目につきましては、

生活習慣、授乳状況、育児不安などの問診に加えまして、悪露、子宮復古状況等の診察、体重・血圧測定、最後にエジンバラ産後うつ病質問票によるこころの健康チェックを行うものとしております。

次に②産婦健康診査事後指導でございます。こちらのほうは産婦健康診査の受診結果によって、産後うつ傾向にあると判断された産婦の方を対象としまして、本市の保健師による支援を実施するものとなっております。

次に③産後ケア事業（宿泊型）でございます。先ほどの産婦健康診査の公費助成とあわせて、本年10月1日から開始いたします産後ケア事業ですが、産婦健康診査の実施によって育児支援や産婦の方への心身のケアが必要な母子を早期に把握させていただき、本市委託医療機関等に宿泊いただき、心身のケア、育児指導等の支援を実施するものとなっております。対象者につきましては、家族などから十分な援助が得られない産後4か月ごろまでの母子のうち、心身の不調、または育児不安等がある、もしくは特に支援が必要であると認められる母子を対象として実施させていただくものとなっております。

サービス内容につきましては、委託医療機関等に宿泊いただいて、産婦の方の母体管理、生活面の指導、沐浴、授乳等の育児指導、産婦の方への休息時間の提供などを実施する予定でございます。

なお、利用に当たって、世帯区分、利用日数によりまして、利用者負担をお願いする内容となっております。現在のところ、資料のほうに掲載させていただいているとおりの内容で予定しております。

続きまして、2－9ページ、予防接種事業に移らせていただきます。

感染の恐れのある疾病の発生、蔓延予防のため、予防接種法に基づいて定期予防接種を実施しております。

まず（1）乳幼児向け予防接種事業につきましては、ご覧いただいております資料に、こども健康センターと委託医療機関にて実施しております定期予防接種、加えて29年度、30年度の2か年の実績を掲載させていただいております。

次のページ、2－10ページの下段に移りますと、（2）高齢者向け予防接種事業となっております。こちらにつきましては、インフルエンザ、成人用肺炎球菌予防接種、この2種類を実施しております。

こちらも同様に、過去2か年の実績を掲載させていただいております。

次のページ、2－11ページに移りまして、（3）任意予防接種公費助成事業です。現在実施しております助成事業の概要と、平成29年度、30年度の2か年の実績をまとめております。資料に掲載いたして

おります表の中段の大人の風しんワクチン等公費助成につきましては、昨年度からの風しんの流行を受け、平成31年1月21日から、妊娠を希望する女性の同居人、妊婦の同居人を対象者に加えて拡充実施しております。

最後に2-12ページ、令和元年度の主な取り組みについてです。

「風疹の第5期定期接種の適正な実施」としまして、国による「風しんの追加的対策」に基づいて、本市では現在、風しんの抗体検査、加えて風しんにかかる定期接種を実施しておるところでございます。

内容に移ります。これまで風しんにかかる公的な予防接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、令和3年度末までの時限措置として「風しんの第5期定期接種」を実施するものでございます。

実施1年目となる今年度につきましては、国の方針に基づきまして、対象世代の男性のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた方を対象に、クーポン券、利用券のようなものですが、このクーポン券を送付いたしました。

資料中②実施方法に記載させていただいておりますとおり、対象となられる方にクーポン券をお送りし、そのクーポン券を御使用いただき、まず風しんの抗体検査を受検いただいて、その結果、抗体価が基準以下と判断された方に風しんにかかる定期接種を受けていただくという流れになっております。

また何分、対象となられる方々の多くは働く世代でございますので、③実施場所に記載いたしましたとおり、住民登録地、居住地以外でも風しんの抗体検査や、風しんにかかる定期接種を受けることができるように、全国的に整備された集合契約に基づきまして、全国の医療機関等の実施機関において受検、接種を受けていただくことができる利便性の向上を図った実施体制となっております。

説明のほうは以上です。ありがとうございます。

肥塚会長

はい、どうもありがとうございました。そうしましたら医療施策と母子保健事業と予防接種事業につきまして、平成30年度の現状と、それから令和元年度の主な取組ということで説明いただきました。

どこからでも結構でございます。ご質問がありましたらよろしく願いいたします。あるいはご意見がありましたらよろしく願いいたします。

谷掛委員

資料の2-9の予防接種費用ですが、MRの第1期と第2期を接種された人数が記載されていますが、接種率を教えてくださいか。

事務局

(林)

ご質問ありがとうございます。平成30年度のMR1期の接種率ですけども、101.1%、2期が93.2%になってございます。

肥塚会長 谷掛委員	よろしいでしょうか。 95%以上が目標なので、もう少しで達成ですね。ありがとうございます。
肥塚会長	ありがとうございます。 ほかにありますでしょうか。 どのぐらいの数字になっていったらよろしいのかという判断が分かるような何かがあったら、今後いいかなというふうに今のやりとりで分かりました。この数字で見ると、ただ95%あったら望ましいという話に分かっていたら、ああこの数字はこうなのだという意味が分かりますので、またそういう工夫も今後していただいたらありがたいなというふうに思います。
種子委員	2-4のところですが、集中治療室運営経費補助制度の中で、補助の対象事業者、平成30年度に集中治療室を新規に稼働された病院というのは具体的にどの病院かお聞きできますか。何か所ぐらいあるのですか。その補助事業とは別ですけども。
事務局 (前原)	ありがとうございます。市内の公的病院につきましては、済生会茨木病院1病院のみとなっておりますので、済生会茨木病院に補助をさせていただいております。
肥塚会長	よろしいでしょうかね。ありがとうございます。
入交委員	ほかはいかがでしょう 説明のときに聞き漏らしたのかもわからないのですが、2-5の母子保健事業についての健診がありますよね、4か月児健診、1歳8か月、3歳6か月、受診率はもう96%以上あるわけなのですけども、実際に人数を数えてみると結構な人数なのです。再通知をされて、受診を勧められて、その把握に努めておられるということなのですが、実際にそれから漏れるお子さんというのはあるのでしょうか。全部救われると言ったらおかしいですけど、これはとてもこれだけの人数をクリアするのは難しいのでしょうかけれども、ここが一番問題かなと思って。
事務局 (浜本)	ありがとうございます。健診未受診者につきましては、再通知や所属の確認などをさせていただきます。最終は全員の方の現状確認は完了しています。 海外居住や健診で会えない方については、要対協の事務局に通告させていただいて、海外居住の場合は入国管理局に出国確認までしております。
入交委員	ありがとうございます。すごく大変な、この人数を思っただけで大変だと思ったので、ありがとうございます。
肥塚会長	すごく追っかけてもらえるのがよくわかりました。ありがとうございます。

事務局  
(清田)

います。その努力の結果としての受診率だというのがよく分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。ございませんでしょうか。よろしいですか。もしなければ、平成30年度の現状と、それから令和元年度の主な取組3点についてこういうことで確認、それから今後進めていただくということにさせていただきます。ありがとうございます。

そうしましたら、議題の3番で、報告事項が3点あるということで、受動喫煙防止の件と、自殺対策の計画と、地域医療資源調査分析ということで3つあります。概要的なものではございますが、それぞれ関係しますので、ご報告を簡単に受けさせていただいて、またご質問をいただければというふうに思っております。

それでは、お願いいたします。

それでは議案3の報告案件のまず1、受動喫煙防止対策に係る国や府の動向について説明させていただきます。A4版の横の健康増進法の一部を改正する法律の概要からの資料をごらんください。

平成30年7月25日にこの改正健康増進法は施行されたところでございます。この法律はまず望まない受動喫煙をなくす、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に配慮する、施設の類型や場所ごとに対策を実施するという3つの基本的な考え方に基づいているものです。法の施行は施設等の類型、場所に応じて必要な準備期間を配慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に行うものになっております。

この改正後の健康増進法の規定に違反したものにつきましては罰則規定なども設けられております。

主なスケジュールのほうは1枚目の概要の下のほうに書いております。

それでは、改正健康増進法の体系、先ほど申しました施設の類型、場所についてというところを説明させていただきます。

まず左の一番上が第一種施設としまして、子どもや患者等に特に配慮ということで、学校、児童福祉施設や病院、診療所と行政機関の庁舎等というのが対象になっておまして、それにつきましては敷地内禁煙、ただし特定屋外喫煙所を設置することができるということで、先ほど段階的にとということで、この7月1日からこれが施行されているところでございます。

次に第二種施設につきましては、上記以外の施設のうち、下のほうに喫煙目的施設がありまして、喫煙を目的とするバーやスナックや店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所以外と屋外、家庭を除いた分がこの第二種施設になっております。主な事務所、工場等がここに

書いております。ここにつきましては原則屋内禁煙ですが、喫煙を認める場合については、喫煙専用室などの設置が必要ということで、経営判断により選択することができるということになっておりますが、それも経過措置としまして、既存の経営規模の小さな飲食店とか、客席面積等によっては経過措置がとられているということで、これにつきましては、来年4月1日施行ということで、今、準備期間等に入っているところになっております。

続きまして、もう1枚の大阪府受動喫煙防止条例の概要をごらんください。

これが全国に先駆けた対策を推進するとして、大阪府が今年の3月に公布した内容になっております。先ほどの改正健康増進法と違うところを説明させていただきますと、上のほうの右、4番の第一種施設、先ほどは敷地内禁煙ですが、特定屋外喫煙所を設置できるようになっておりますが、大阪府は、努力義務ではありますが、第一種施設につきましては、それを設置しないことに努めるとなっております。来年の4月からの施行の予定になっております。

下におきまして、第5の第二種施設における取組につきましては、真ん中四角で囲んだところですが、改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設に係る府独自の取組としまして、客席面積にかかわらず原則屋内を禁煙に、努力義務ですが、努めるということと、先ほどは客席面積、法では100平米以下になっておりますけども、大阪府ではそれを30平米と、もう少し対象とする店舗の範囲を広げているところになり、原則屋内禁煙となっております。法律も条例も一応罰則規定が設けられている内容になっております。最終的には2025年の大阪万博の開催に向けての全面施行を予定しているところでございます。

続きまして、「いのち支える自殺対策計画（概要版）」をごらんください。

3月末に計画の本編はでき上がりましたが、7月にそれを周知するための概要版を作成いたしました。担当職員と内容について検討し、計画の概要というのとはどちらかというと文字が多く、取組内容が書かれているものが多くなりますが、市民の方に手にしていただきたいとか、見やすいものを検討いたしまして、余り文字が多くなると読んでもらえないのではないかという意見を参考にこの概要版を作成しております。

まず中を開いていただきまして、自殺対策計画ということで、計画策定の背景であるとか、茨木市の現状を少しチョイスして出しております。その現状から見た茨木市の課題で、勤務問題、高齢者、生活困

事務局  
(前原)

窮者への対策を重点的に取り組むということと、子ども・若者への対策ということで、市の取組を円錐形の図で簡単に示させていただいております。

今回のこの概要版の工夫点が、もう1枚、中開きに開いていただきましたら、ゲートキーパー養成講座から引用した内容を掲載させていただきました。身近に悩んでいる方がおられたときの役割というところを書いておまして、いろんな研修の機会等でこれを使ってゲートキーパー養成講座の役割ができる内容になっております。

最後のページが裏ページになりますけれども、相談先一覧ということで、大阪府や茨木保健所の相談機関一覧を掲載しております。

今後はこの作成いたしました概要版を、民生委員さんとか児童委員さんの集まり、またCSWの集まりにも周知をして、保健医療課としては周知・啓発とかがメインになりますので、その辺と、ゲートキーパーの人材育成を取り組んでいきたいと考えております。

こちらの報告は以上です。

引き続きですけども、こちらの「茨木市地域医療資源調査分析報告書(概要)」をごらんください。

調査報告書の本書に関しましては約400ページと長大であるため、市のホームページにも掲載しております。お手元にありますのは、庁内共有のためのダイジェスト、概要の概要となっております。

今年の3月、また去年の12月に当分科会でいろいろご意見を賜ったものでございますが、このたび完成いたしましたのでご報告を申し上げます。

調査分析の目的に関しましては、1ページのちょうど中段ぐらいに書いてありますが、市民が将来にわたり地域で安心して暮らせるまちを目指し、地域医療について解決すべき課題を抽出するため、本市の市域及び周辺地域の医療提供体制の現状をまとめ、本市における今後の地域医療に係る施策の方向性を検討するための資料としており、2ページ、3ページを開いていただきますと、調査分析からまず見えてきた課題、施策の方向性を記載しております。

課題につきましては2ページ目の左側に書いてありますが、1から5番目まであります。地域医療のバランス、2番目は高齢者層の患者数の増加、3番目は、小児医療に係る医療提供体制、4番目は、災害医療に係る医療提供体制、5番目は、かなり重要になってきますけれども、予防医療、医療の受け方に関して。更に2ページの右側に、課題解決に必要な医療提供体制として①から⑦まで、それを受けての施策の方向性が3ページとなっております。

施策の方向性としましては、(1)から(6)までありますが、

(1) に関しまして、地域の中核となる心臓、脳、がん等いろいろな疾病、いわゆる5疾病と救急医療、災害医療、小児医療、周産期医療などの4事業を担う急性期の医療機関の維持・確保がまず一番目に必要として挙げております。

先ほどの令和元年度の主な取組の中に、集中治療室の補助制度がございましたけども、それに関しましてはこちらの(1)に関して施策化しているところでございます。

(2) に関しましては、急性期治療後の早期在宅復帰に向けたリハビリテーション、長期療養医療を担う医療機関の維持・確保となっております。重症患者への入院医療を担う病院がしっかり稼動するためには、リハビリテーションや長期療養できる病院にスムーズに転院できることが重要であると幾人かの医療関係者からも伺っておりますので、記載しております。

(3) に在宅医療、外来医療を支援する地域の中核となる医療機関の確保、(4) に健康診断、予防医療を推進する地域の中核となる医療機関の確保。

(5) に救急を含む小児医療に関する需要の見きわめと確保対策の検討。こちらは先ほどの実績の報告の中で挙げましたけれども、高槻島本夜間休日応急診療所における小児初期救急の広域化後の利用状況の変化を見ながら、確保に関して方策をいろいろ検討する必要があると考えております。

(6) に応急救護体制と災害医療に関する連携の再確認、こちらは今年度、市全体で地域防災計画の見直しを行うこととなっており、現在、見直しをしている最中です。

4ページ目以降に関しましては、2ページ、3ページの結論に結びつくための資料となっております。4ページから5ページに関しましては将来医療の需要に関してどういった疾病が今後伸びてくるのか、どういうことが予測されるのかということグラフを用いて視覚化しております。またご確認をお願いいたします。

6ページ以降に関しましては、病院あるいは診療所の配置状況、東西南北中央の5つの圏域別の入院医療の需要動向、これは国保のレセプトと後期高齢者医療のレセプトのデータを使っての解析になっております。続きまして、入院の医療状況が7ページ、めくっていただきまして8ページに疾患別の入院医療状況を記載しております。また、9ページには外来について、年齢別、小学校区別で記載をしております。

続きまして、10ページでございますが、こちらは救急搬送の分布に関しまして脳、心臓、呼吸器、消化器等の疾患別で記載をしております。

肥塚会長	<p>す。</p> <p>続いて11ページに地域医療支援医療機関の登録医の状況について、こちらに関しましては、12月と3月の分科会するときにもお示しさせていただいたところでございます。</p> <p>めくっていただきまして12ページですが、災害医療センターについては先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画の見直しの中で定義、役割等について今後見直しをする予定になっております。本市の場合、市の災害医療センターに関しましては茨木市保健医療センター、救護所に関しましては保健医療センタープラス、小・中の10か所になっておりますけれども、これらも医師会の先生方にご意見を伺いながら見直しをする予定となっております。</p> <p>13ページに関しましては、大阪府に提出いただきました各病院の地域医療構想にかかる提出書類をまとめたもので、各病院の今後の地域における方向性について参考記載しております。</p> <p>14ページ、15ページに関しましては、医療機関の所在地、場所を地図上で表示しております。</p>
	<p>駆け足になりましたけれども、私からは以上となります。</p> <p>ありがとうございます。3点、簡潔にご説明いただきました。この分科会でこれまでも議論をしたり、意見交換させていただいてきたことですので、こういう形で現時点でまとまっているものについてご紹介いただいたということですので、報告ということで扱わせていただいております。ただ内容の理解にかかわって、これはどうなのだろう、あるいは今後どうですかというようなことのご質問、ご意見がありましたらいただいております。どうかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。どなたからでも結構です。誰から言っただいただいても結構でございますので、ありましたらよろしくお願ひします。どうでしょうか。</p>
西センター長	<p>地域医療資源調査分析報告書、非常に詳細にご紹介いただきましてありがとうございます。ちょっとこちらの事情がわかっていないくての質問なのですが、大阪府済生会茨木病院というのが地域医療支援病院でないというのは、病床数の関係なのかと思うのですが、そのあたりをちょっと教えていただけますでしょうか。</p>
事務局 (前原)	<p>説明がしっかりできておらず申し訳ありません。</p> <p>済生会茨木病院は、地域医療支援病院としての登録はございませんが、市内で拠点になる唯一の公的病院という意味合いで掲載しております。</p>
西センター長 事務局	<p>病床数はどれぐらいなのですか。</p> <p>病床数は315床です。</p>

(前原)  
肥塚会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
ほかはいかがでしょうか。ご質問しておきたいこととかありましたら、どなたでも結構です。ございませんか。

受動喫煙は大阪府が全国でも厳しいというのはちょっと意外、意外と言ったら怒られるかな、ちょっと驚きまして、いろんなことが控えているのかなというふうに思って、伺わせていただいた次第でございます。

何かありますでしょうか、皆さん。よろしいでしょうか。

そうしましたら、3点ご報告をいただいたということでございます。またそれぞれにつきまして、内容の理解にかかわって、もしご質問があったらまた事務局のほうに聞いていただいたらありがたいかなと思っておりますし、またこういう取りまとめたことは市民の方々に理解を広げていく、特に一番目と2番目、改正健康増進法と自殺対策の計画は理解が広がっていくということが何よりも大切でございますので、その点からも進めていただければというふうに思っている次第でございます。ありがとうございます。

そうしましたら、その他ということで、何か委員の皆様方からございましたらお受けしておきたいと思いますが、どうでしょうか、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、あとは議題としてはこれで終わりということになりますので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局  
(岡田)

本日の資料について、ご不明な点やご意見がございましたら8月30日金曜日までにファクス、Eメールで事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。次回の会議にて回答させていただきます。

次回の会議の日程につきましては、改めてご案内いたします。

なお、会議録につきましては、事務局で案を作成し、皆様にお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

肥塚会長

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、令和元年度第1回の茨木市健康医療推進分科会を終了させていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。以上でございます。